

○独立行政法人国際交流基金契約監視委員会設置要領

平成 21 年 11 月 30 日

平成 21 年度規程第 31 号

改正 平成 22 年 2 月 8 日 平成 21 年度規程第 47 号
平成 22 年 3 月 31 日 平成 21 年度規程第 63 号
平成 28 年 3 月 30 日 平成 27 年度規程第 71 号

(目的及び設置)

第 1 条 独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）の締結する契約に関し、「独立行政法人等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定。以下「総務大臣決定」という。）の趣旨を踏まえ、競争性のない随意契約の見直しを徹底して実施するとともに、一般競争契約等についても真に競争性が確保されているかを点検するため、独立行政法人国際交流基金契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 閣議決定及び総務大臣決定に基づき、基金が調達等合理化計画の策定及び自己評価を行う際に、点検を行うこと。
- (2) 基金が締結した契約に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (3) 前号に定める契約に関し、契約方式の決定方法、一般競争入札等に係る参加資格の設定及び指名の理由、並びに入札の経緯、随意契約に係る随意契約理由の妥当性、並びに契約価格の適正性等についての審議を行い、必要な意見の具申を行うこと。
- (4) その他、第 1 条の趣旨に則り委員会が必要と認める事項。

(委員)

第 3 条 委員会は 4 名の委員を目安として構成するものとし、理事長は、委員のうち 3 名程度を学識経験者、民間等から委嘱し、1 名を基金の監事から任命する。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の氏名及び職業は原則として公表するものとする。
- 5 委員は非常勤とし、別途定める金額の謝金を受領する。
(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長の任期は1年とする。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催及び審議結果の報告・公表)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、原則として4か月に1回以上、開催する。
- 3 委員会は、委員の3名以上の出席により成立する。
- 4 委員会の会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。
- 5 委員長は、会務を総理し、審議結果をとりまとめ、理事長に報告する。
- 6 緊急の必要がある場合又は諸般の情勢から委員会の開催が困難と認められる場合には、理事長は、委員長と協議のうえ、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(個別契約の審査)

第6条 委員会においては、第2条に定める審議のほか、次の各号に掲げる契約のうち委員会が抽出したのものについて審議するものとする。

- (1) 当期事業年度に随意契約の方法により締結しようとする契約及び前期事業年度において随意契約の方法により締結した契約のうち、独立行政法人国際交流基金会計規程（平成15年度規程第2号）第25条第1項各号及び同条第2項第1号に該当するもの
- (2) 当期及び前期事業年度において一般競争入札等の方法により締結した契約のうち、競争参加者が一者のみであったもの

(抽出の委任)

第7条 委員会は、前条に定める抽出に関する業務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 委任を受けた当番委員は、委員会において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第 8 条 抽出は、第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当する契約の中から、入札・契約方式別に、無作為の方法又は委員会において決定する方法によって行う。

(委員以外の出席者)

第 9 条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、経理部会計課が行う。

附 則 (平成 21 年 11 月 30 日 平成 21 年度規程第 31 号)

この規程は、平成 21 年 11 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 2 月 8 日 平成 21 年度規程第 47 号)

この規程は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日 平成 21 年度規程第 63 号)

この規程は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日 平成 27 年度規程第 71 号)

この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。